
令和7年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和7年3月21日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和7年3月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第17号 令和7年度高千穂町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第3 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第6 議案第6号 高千穂町旅費条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 令和7年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第14 議案第24号 令和7年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第25号 令和7年度高千穂町下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第18号 令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和7年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第22 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第17号 令和7年度高千穂町一般会計予算
- 日程第2 議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第3 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第4号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正 について
- 日程第6 議案第6号 高千穂町旅費条例の一部改正について
- 日程第7 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 高千穂町下水道条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第19号 令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第13 議案第23号 令和7年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第14 議案第24号 令和7年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第15 議案第25号 令和7年度高千穂町下水道事業会計予算
- 日程第16 議案第26号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第18号 令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和7年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第22 議員派遣について

出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 藤田 利廣 | 2番 田中 義了 |
| 3番 佐藤さつき | 5番 板倉 哲男 |
| 6番 磯貝 助夫 | 7番 本願 和茂 |
| 8番 中島 早苗 | 9番 馬原 英治 |
| 11番 工藤 博志 | 12番 富高健一郎 |
| 13番 富高 友子 | 14番 佐藤 定信 |

○一般会計予算審査特別委員長（本願 和茂議員） 令和7年度第1回定例会本会議2日目に付託されました議案第17号令和7年度高千穂町一般会計予算の審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査期間は3月10日から12日の3日間で、14の関係各課の審査を行いました。

令和7年度高千穂町一般会計予算総額は、前年度の当初予算と比較してマイナス13.7%、14億8,600万円減の93億7,400万円となっています。

歳入の町税は、対前年度プラス1.1%、1,189万円増の10億7,803万円、寄附金は対前年度プラス21.1%、3,400万円増の1億9,500万円で、ふるさと応援寄附金1億8,000万円、企業版ふるさと納税寄附金1,500万円です。

地方交付税は、対前年度プラス5%、1億9,150万円増の39億9,150万円で、歳入の42.6%を占めており、前年よりも7.6%増加しています。

繰入金は、対前年度マイナス58.5%、3億2,181万円減の2億2,816万円です。

財政調整基金繰入金が1億3,968万円で、対前年度2億9,182万円減と大幅な減額になっているためです。

国庫支出金は、対前年度マイナス53.6%、10億38万円減の8億6,427万円となっており、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金が対前年度11億6,953万円減と大幅な減額になっているためです。

県支出金も対前年度マイナス29.4%、5億4,816万円減の大幅な減額となっており、県補助金、災害復旧費県補助金が3億5,024万円と、対前年度6億4,404万円減の大幅な減額になっているためです。

町債は、プラス10.7%、6,924万円増の7億1,451万円となっています。内訳は、過疎債ソフトが3件、給食宅配サービスに1,800万円、病院事業負担金に6,410万円、産婦人科補助に820万円、過疎債ハードが15件、1億9,964万円、返地債が3件、3,357万円、公共事業等債が2件、8,400万円、公共施設適正化債が3件、3,500万円、国土強靱化事業債が1件、3,800万円、緊急防災・減災事業債が1件、2,000万円、自然災害防止事業債が1件、3,900万円、災害復旧事業債が2件、1億7,500万円となっています。

臨時財政対策債は、令和7年度発行予定なしで、予算計上はありません。

歳入当初予算に占める自主財源の割合は21.7%、20億3,061万円で、対前年度マイナス9.0%、1億9,994万円の減となっています。

依存財源は73億4,338万円で、歳入の78.3%を占めており、対前年度マイナス14.9%、12億8,605万円の減となっています。

歳出では、災害復旧費が対前年度マイナス82.3%、20億3,044万円減の4億3,737万円と大幅な減額となっています。

その他の歳出構成比は、民生費が23億3,911万円で25.0%、農林水産業費が13億5,510万円で14.5%、総務費が13億687万円で13.9%、土木費が10億1,001万円で10.8%、衛生費が9億3,394万円で10.0%、公債費が6億4,985万円で6.9%、教育費が6億61万円で6.4%となっています。

病院事業負担金としての西臼杵広域行政事務組合負担金は4億4,020万円、町営住宅田口野団地室内改修工事6戸分、岩戸団地解体等に5,169万円、三田井地区の都市構造再編集集中支援事業に1億160万円、中山間地域直接支払制度事業費に2億5,822万円、過年発生林業施設災害復旧事業に2億3,021万円、妊産婦健診交通費支援等を含む妊婦健康診査事業費に726万円、高千穂町ひなた場事業に202万円、高千穂町小学校正面階段撤去工事費等の学校管理費に9,501万円などが新年度の主な事業となっています。

審査をするに当たっては、令和4年災害復旧事業が最優先された後に、完了のめどが立っているのか、これまでの予算・決算審議の附帯意見が反映されているのか、波及効果や費用対比効果が不透明な委託費を抑制し、改善を試みているのか、議員からの提言や要望を真摯に受け止め予算に反映しているのかに着目し、慎重かつ真剣に審査を行いました。

12日の審査終了後、総務産業分科会、文教厚生分科会を設置し各分科会においてさらに詳細な審査を行い、14日までに各分科会の意見を集約していくよう申し合わせました。

14日に委員会を開催し、各分科会で附帯意見を集約し、主査報告を行いました。

決定した附帯意見の内容は、以下のようになっております。

総務産業分科会主査報告。

税務課所管に関して。

1、町税収納率は常に高い水準で評価できるが、令和7年度も引き続き滞納者への対応を強化し、維持、向上を図ること。

2、現在、休職による人員不足で職員への負担が増加傾向にある。会計年度任用職員の採用や人員の配置を要望し、職員の負担軽減を図ること。

建設課所管に関して。

1、天岩戸交流センターあまてらす館の運営管理業務委託先としっかり連携を取り、利用者数の増加に努めること。また、業務の移管先を検討すること。

2、一町民の不注意により発生した災害に、多額の修繕事業費が予算化されている。本事業費の充当は疑問であり、本予算の措置が最善の策であるか、今後、同様の災害発生時の対応も踏まえ、協議・検証すること。

3、町営団地解体後の土地の活用については、町民への払下げ等利活用に努めること。

4、吾平団地の入居者を段階的に募り、事業推進を図ること。

農林振興課所管に関して。

1、中山間地域等直接支払制度は、令和7年度から第6期目となるが、地域の高齢化・人口減少等を踏まえ、ニーズに即した農家への経済支援を行うこと。

2、狩猟免許取得を促すとともに、わな・猟銃購入時の補助の増額や、有害獣被害対策の強化に努めること。また、有害獣報奨金の税金免除については、国・県に要望すること。

3、森林環境譲与税の有効活用により、林業の担い手育成や森林保全に努めるとともに、県が目指す「再造林率日本一」に貢献できるよう、再造林率アップに努めること。

農地整備課所管に関して。

1、新規事業による農村整備事業や農地耕作改善事業を積極的に推進し、事業の効率化に努めること。

2、高齢化により、のり面作業が年々厳しくなっている。のり面ステップに加え必要な機材等ないか、農業従事者の意見を聴取し検討すること。

3、過年度の農地災害については、早急に事業を推進すること。

財政課所管に関して。

1、ふるさと納税の推進事業については、返礼品などを検証し増額を図ること。

2、町有地及び駐車場の土地貸付金額の見直しを行い、適正化を図ること。

企画観光課所管に関して。

1、高千穂峡淡水魚水族館の入場料が見直されるが、その効果を検証し、営業の継続や他事業での利用等協議すること。

2、観光駐車場の有料化に伴う観光地への円滑な周遊環境の整備と併せて、駐車場管理、警備及び誘導委託料の見直しを検討すること。

3、四季見原キャンプ場の営業期間の変更を周知し、利用者増に努めること。

4、建国まつり及び刈干切唄全国大会については、参加者増を図り、必要な予算を充当すること。

総合政策課所管に関して。

1、高千穂高校魅力化について、全国枠（3年版）留学開始に伴い、下宿先や受入れ地区住民への制度周知と、受入れ体制の万全を図ること。

2、1名の地域おこし協力隊が6月に終了することに伴い、新たな採用については、移住・定住を見据えて人員の獲得に努めること。

総務課所管に関して。

1、消防団員の出勤報酬の改正により個人支給になるが、業務に携わる職員の負担増にならないよう努めること。

2、会計年度任用職員の採用や職員配置を見直し、職場環境の改善を推進すること。

3、職員採用試験にSPI試験を検討し、職員の確保に努めること。

4、委託料が増加傾向にある。業者に全て委託するだけでなく、職員でできないか検討すること。

文教厚生分科会主査報告。

町民生活課所管に関して。

1、出張所の開所時間短縮に伴う住民生活への影響については、情報を収集しつつ配慮すること。

2、動物基金プロジェクト活動の意義について、町民へ周知し理解を広めること。

福祉保健課所管に関して。

1、ファミリーサポート事業は利用しやすいように検討すること。

2、障害者が利用できる町営の福祉的住宅の情報や、民間集合住宅へのリフォーム補助制度について、町民へ広く周知すること。

3、児童クラブの支援員については、可能な限り有資格者で構成すること。

教育委員会所管に関して。

1、不登校児童生徒の対応については、人数に応じた教育支援センター職員の配置を検討すること。

2、高千穂小学校の正面階段については、今後の工事計画や完成時の詳細を町民へ周知すること。

3、上野中学校統合後のスクールバス利用については、田原・上野の両地区のバランスを考え、停留所を設置すること。

保健福祉総合センター所管に関して。

1、後期高齢者の増加に伴い、介護予防が重要となるため、職員不足を補うこと。

2、妊産婦交通費が一律2万円支給されることを機に高千穂産婦人科の利用促進を図ること。

以上34件を附帯意見といたします。

これまでの附帯意見に対する関係各課の対応については、附帯意見報告書からも真摯に対応し、改善に向けた努力や協議・検討されていることがよく分かります。

しかし、予算説明資料の記載漏れ、訂正過多が目立つなど、配付前の確認作業が疎かになっているのではないかと見受けられる課もありました。

我々議員は、開会数日前に資料を手にし、僅か数日間で審査をしております。議案集に誤りが

ないことは絶対であります。説明資料についてもしっかりと確認を行い、議員に配付をしていただきたいと思います。

全ての職員が、常に勤勉に公務に専念していると感じていますが、予算委員会を軽視していると思われても仕方がない、議員から指摘を受けても仕方がない軽率な行動も今回の予算委員会ではありました。大げさかもしれませんが、小さな気の緩みから人を傷つけるハラスメントや作業ミスにつながる可能性もあるため、しっかりと管理・連携・指導・教育を徹底していただきたいと思います。これは、我々議員についても同様であり、お互いに気をつける必要があります。

また、西臼杵広域行政事務組合が所管となった病院には、保健福祉総合センターげんき荘からも職員を出向していますが、今後は出向元の負担軽減を図るためにも出向の在り方を見直す必要があるかと思えます。

災害復旧については、令和4年災以降の事業を、令和7年度に58件繰り越し実施する計画であり、一日も早い完成を目指し新たな災害に備える必要があります。

新年度は、南海トラフ地震への備え、強化の観点から地域防災計画の見直しを行うということであり、今以上に災害に強いまちづくり、安全・安心なまちづくりが急がれます。

依然、本町を取り巻く環境は厳しく、町政が抱える問題は山積している状況であります。県内では子牛価格が前年よりも5万円以上平均で上昇しており、畜産業にも経営存続の希望が持てる明るい光が差し始めております。

引き続き、町民にしっかりと寄り添った予算計画を立て、町長の信念の下、着実に一歩前へ町政を進めていっていただきたいと思います。

討論なく採決の結果、令和7年度高千穂町一般会計予算は、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、令和7年度一般会計予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

高千穂町議会一般会計予算審査特別委員会委員長、本願和茂。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、一般会計予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、議長を除く全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第17号に対する委員長の報告は、附帯意見を付して可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第17号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。ただいまの議決をもって令和7年度一般会計予算審査特別委員会は設置目的の審査が全て終了しましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、本特別委員会は本日をもって終了することに決定しました。

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第11号

日程第12. 議案第19号

日程第13. 議案第23号

日程第14. 議案第24号

日程第15. 議案第25号

日程第16. 議案第26号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、議案第2号から日程第16、議案第26号までの議案15件を一括議題とします。

初めに、この議案15件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（磯貝 助夫議員） 第1回高千穂町議会定例会において、総務産業常任委

員会に付託された総務課所管 5 件、税務課所管 1 件、建設課所管 2 件、上下水道課所管 4 件、企画観光課所管 2 件、農地整備課所管 1 件、計 15 件について、令和 7 年 3 月 6 日及び 7 日に審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第 41 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

総務課所管。

議案第 2 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について。

令和 4 年 6 月 13 日、刑法が改正され、これまで刑事罰として禁錮及び懲役がありましたが、これらに代わる刑事罰として拘禁刑が創設されました。このため、本町条例において刑法を引用している関係条例の文言の改正を行うものです。

関係する条例は、高千穂町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、高千穂町職員に関する条例、高千穂町消防団条例、高千穂町個人情報保護条例です。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、今まで禁錮何年、懲役何年と言っていたが、これからはどうなるのか。

答弁、今後は拘禁刑何年となる。条例内の禁錮、懲役が全て拘禁刑に変わる。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、総務課所管。

議案第 3 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について。

法により特定個人番号利用事務を定めていた別表第 2 が法改正により廃止され、特定個人番号利用事務として省令及び各自治体の条例において定めることとされたことなどから、関係する条文の文言を改正するものです。

今回の法の改正については、保険証としてのマイナンバーカード利用を含めて、マイナンバーを行政の様々な手続に広く利用してもらうため、また、行政間の手続に利用していく法改正に基づく改正であり、これにより行政間の業務の効率化を図ることが目的です。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、別表の廃止で項がなぜ繰り下がるのか。

答弁、第 8 項が加わったことにより、それ以降の項が繰り下がったものです。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、税務課所管。

議案第 4 号高千穂町税条例の一部改正について。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部改正する法律が、令和

6年6月7日公布、令和7年4月1日から施行されることに伴うものです。

改正の内容は、今回の法律の改正のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）の一部改正に伴い、法律の法人番号に係る条項にずれが生じたため、これらの条項を引用する税条例の条項のずれを改めるものです。

令和7年4月1日より施行する予定です。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、条項が追加され第16項になったのか。

答弁、マイナンバー法の第2条に定義という項目があり、その中で法人番号に関する定義が15項にあったが、新たに1項入り、その分ずれて16項になった。

質疑、どのような項が増えたのか。

答弁、第8項にマイナンバーカードの代替え電磁的記録についての説明が加わった。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、建設課所管。

議案第5号天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正について。

天岩戸交流施設あまてらす館は令和3年2月に完成し、令和7年1月末現在で3万9,000人の利用がありました。オープンから令和4年度までは地域おこし協力隊1名と会計年度任用職員1名を常駐させ運営を行っていましたが、令和5年度は会計年度職員のみでの運営となり、サービスの低下、利用者や自主イベントの減少など施設の目的を達成できないことが懸念されました。

このことから民間事業者等への運営権の移行を模索していたところ、岩戸地区に一部公益的で、まちづくりや地域活性化事業等に取り組む法人が設立されたので、令和6年度より公共施設等運営権を3年間かけて移行できないか、当団体と協議し可能かどうかを試すために運営管理業務委託契約を締結し、運営をお願いしていました。業務委託期間中は利用者数が約10倍になり、また、祝日・休日、年末年始も施設を開館することで、地域住民や観光客の多くのニーズに対応できる施設運営となったところです。以上のことから3年間かけて移行するところを1年前倒しして、令和7年度から実施することにしたいと考えており、公共施設等運営権の移行を行うための条例改正です。

公共施設等運営権コンセッション制度はPFI法に基づくもので、平成23年の法改正により導入された制度です。利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政に残したまま施設の運営権を民間事業者を設定する方式とされています。一般的に指定管理と比べて民間事業者等の経営の自由度がより高められた制度となっています。

本制度のメリットは、維持管理費の軽減が図れることやサービスの向上が図れること、また、

施設利用の対価は月額6万4,000円であることなど、説明を受け質疑に入りました。

質疑、施設利用対価が上がる可能性があるのか。

答弁、団体の利益が上がっても変わらない。

質疑、維持管理費の軽減は図れるのか。

答弁、現在、維持管理費が年間約400万円かかっているが、約300万円の軽減が図れる。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、総務課所管。

議案第6号高千穂町旅費条例の一部改正について。

今回の改正は、国家公務員法の旅費に関する法律の一部を改正する法律が75年ぶりに大幅な改正がなされ、令和7年4月1日に施行されることに伴い、高千穂町旅費条例の一部を改正し、令和7年4月1日付で施行するものです。

今回の改正は、社会のデジタル化、交通機関等の料金体系の多様化、近年の宿泊料金の大幅な変動等の出張における実態の変化を受けて、業務の効率化を図るため、広く旅費制度の見直しを行うものです。

主な改正内容としては、これまでは定額であった宿泊料や交通費の実費化、航空運賃と宿泊費のバック料金を包括宿泊費と位置づけることなどとなっております。

令和7年度から施行されるものです。

説明を終了し、質疑に移りました。

質疑、宿泊費、交通費実費ということは、領収書等必要になるのか。

答弁、必要になる。ちなみに宿泊料の上限額については、県内・地方都市等の素泊まりの場合、通常期8,000円以内、繁忙期1万円であり、東京・指定都市等の素泊まりの場合は、通常期1万2,000円以内、繁忙期1万4,000円以内となります。

質疑、通常期と繁忙期の見分けはどう判断するのか。

答弁、出張先の観光シーズン等の宿泊需要の状況により判断する。

討論なく採決の結果は、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、総務課所管。

議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、令和6年8月の人事院勧告に基づく改正であり、配偶者の扶養手当を廃止し、子供の扶養手当を増額するものであります。

令和7年4月1日から段階的に適用し、令和8年4月1日に完全適用するものです。

また、給料表において一部の号給表を改正するものです。

配偶者扶養手当支給額は、行政職7級以下で令和6年度6,500円、7年度3,000円、

8年度支給なし。行政職8級以上で令和6年度3,500円、7年度支給なし。

子ども扶養手当は、等級関係なく令和6年度1万円、7年度1万1,500円、令和8年度1万3,000円です。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、号給表の改正で支給額も変わるのか。

答弁、まとめられた号給のところには該当者はおらず、号俸が変わるだけで金額は変わらない。

質疑、子供のいない家庭は令和8年度以降、扶養手当の支給がなくなるのか。

答弁、支給はなくなる。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、上下水道課所管。

議案第8号高千穂町下水道条例の一部改正について。

関係法令の規定に合わせて所要の改正が標準下水道条例にて行われています。本条例につきましても、同様に修正があった文言について改正を行うものです。

改正内容については、責任技術者を排水整備工事責任技術者に改め、指定の申請等に関する添付書類の見直しで住民票の写しに加え在留者カード、特別永住者証明の写しを添付要件に加えています。

また、公共下水道から放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の記載をより厳しくする大腸菌数に改めるものです。

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、責任技術者から排水工事責任技術者と改めることで何が変わるのか。

答弁、排水工事に従事することを明記した。

質疑、大腸菌数の上限の数は示されているのか。

答弁、1ミリリットルにつき800コロニー形成単位であり、コロニー形成単位とは生きてい
る菌の数を表している。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、企画観光課所管。

議案第9号高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正について。

現在、ポストコロナを見据えた受入れ環境整備促進事業により、第4押方駐車場の舗装工事、区画線整備、ゲート設置などの駐車場整備を行っておりますが、この観光駐車場の整備工事に合わせて、駐車場の名称の変更と料金の改正を行うために条例を改正するものです。

名称については、企画観光課窓口や高千穂峡内の施設で配布している高千穂観光イラストマッ

プに記載しています「観光客から認知されている名称」に変更したいと思います。

第2条の表のうち、高千穂峡御塩井駐車場を第1御塩井駐車場、高千穂峡あらかぎ駐車場を第2あらかぎ駐車場へ名称を変更し、別表で使用料を1,000円に改めるものです。

また、来年の整備を予定している第3大橋駐車場と第4押方駐車場を第2条の表に追加し、別表で使用料を800円と500円に規定するものです。

なお、名称の変更追加については、公布の日から施行し、別表の使用料の適用時期は来年度整備予定の第3大橋駐車場の工事が7月中に完了する計画であり、8月1日から4つの駐車場の新料金を適用する予定です。

値上げの理由について、使用料が令和4年度4,500万円、令和5年度が4,600万円、令和6年度が5,000万円の見込みです。観光協会に委託している交通誘導管理委託料と駐車場管理委託料が、令和5年度が4,196万円、令和6年度見込み額5,336万円となっていることから、高千穂峡の景観維持、整備等に使える自主財源を確保するために引き上げたいと考えています。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、電光掲示板等による誘導はできないか。

答弁、バーの設置、フラップ式、Wi-Fiを整備するため、満空情報による誘導を検討していきたい。

質疑、大型バスの対応はどう考えているか。

答弁、現在、大橋駐車場付近に降ろしたら他の場所で待機している。今後も同様と考えている。

質疑、駐車場使用料の見積りは幾らか。

答弁、年間約1億円の収入見込みです。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からの意見。

委託料が増加しており、人員の配置及び誘導方法の見直しを検討するよう要望しました。また、本議案について、審査当日、新聞への報道があった。今後、このようなことがないよう、報道関係者との調整を慎重に行うよう徹底していただきたい。

次に、企画観光課所管。

議案第10号高千穂町淡水漁水族館入場料徴収条例の一部改正について。

平成3年に制定された本条例ですが、これまで入場料の改正は行われていません。ここ数年、電気料金、餌代等の値上がりに伴い、ランニングコストも増加しており、赤字額も増加傾向にあります。収入改善のための入場料の改正を行うものです。

具体的には、高校生以上600円、小学生及び中学生300円、3歳以上就学前100円に改

正し、入場料の減免を規定する第3条の第1号に町内居住者を追加する改正です。新しい入場料は令和7年4月1日から適用するものとしています。

収入と支出の状況について。

令和4年度の入場料が年間収入478万円で経費が693万円、6年度見込額が収入590万円で経費が850万円です。今回の引上げで年間収入が1,000万円を超えると見積もっています。

説明を終了し、質疑に移りました。

質疑、成果が上がらなければ、休憩所や駐車場としての活用もあるのではないかと。

答弁、必要な施設は何か、観光客に調査をすることも必要だと考えている。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からの意見。

入場料引上げによる成果を検証し、今後の運営の有無を含め検討すること。

次に、総務課所管。

議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

今回の改正は、令和6年8月に人事院が行った公務員の人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援が拡充に係る項目が明らかにされ、条例の制定が求められていることから、本条例において超過勤務の免除の対象となる子供の範囲を拡大し、3歳に満たない子を養育する職員を小学校就学の始期までの子を養育する職員に改正するものです。

また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、職員が介護休暇を取得するに当たっての相談体制等の充実を図ることとするものです。

説明が終わり、質疑に移りました。

質疑、介護との両立を図るため職場の異動はあるのか。

答弁、職員からの相談があれば協議し、その必要があれば変えることも考えられる。

質疑、相談しやすい環境が職場内に設けられるとよいと思うがどうか。

答弁、現在、保健師さん3名にお願いしており、本改正により充実を図る。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からの意見。

本条例の改正により職員の勤務環境の改善を図り、町民サービスの向上に努めるよう要望しました。

次に、上下水道課所管。

議案第19号令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算。

初めに、特別会計に関連することから一般会計の説明を受けました。

まず、一般会計に関する説明書による説明。

衛生費の中で保健衛生総務費が昨年度まで町民生活課で予算措置をしていた高千穂町簡易水道事業予算特別会計に対する繰出金の予算となっています。前年度比、約1,000万円の増となっていますが、詳細については特別会計で説明します。

次に、衛生費の中に飲用井戸等衛生対策費が新たに創設されています。この項目については、昨年度まで特別会計で見えていました水道組合等に関する補助金となっています。一般会計に移行した理由としては、現在、企業会計移行を進めていく中で、簡易水道に関する料金は、一旦、上下水道課が徴収しているところですが、料金等徴収していない水道組合に関する支出を区分する形で一般会計にさせていただきました、と一般会計の説明を受けました。

特別会計、歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ1億1,517万8,000円です。

歳入について、使用料及び手数料6,161万4,000円は簡易水道使用料及び督促手数料です。財産収入33万2,000円は簡易水道積立基金利子です。繰入金3,603万円は一般会計繰入金などです。繰越金1,000円、諸収入3,000円、町債1,700万円は簡易水道事業債です。分担金及び負担金19万8,000円は給水負担金です。

歳出については、衛生費が簡易水道費1億1,517万6,000円、公債費2,000円です。職員給与関係で1,962万円、需用費1,478万2,000円は役員費や量水器などの消耗品、施設の光熱費、施設の修繕費などです。役務費の1,409万9,000円は主に水質検査や量水器交換手数料、保険料などです。委託料4,852万1,000円は施設保守点検、配水池清掃、除草管理委託料、固定資産台帳作成業務委託料、水道メーター検針等個人委託料、経営戦略策定業務委託料などです。使用料及び賃借料150万5,000円は土地賃借料などです。備品購入費499万5,000円は水道検針で使用するハンディターミナルの購入費などです。負担金、補助及び交付金794万2,000円は高千穂町簡易水道維持管理費負担金などです。公課費の237万2,000円は消費税及び地方消費税などです。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、経営戦略作成業務は何年ごとに見直しか。

答弁、10年ですが、県から7年度中に見直してくれとの指導があった。

質疑、簡易水道事業債の1,700万円の用途は。

答弁、固定資産台帳作成業務で令和6年度は、押方、向山地区を実施し、令和7年度は大字岩戸地区を計画している。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、農地整備課所管。

議案第23号令和7年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算。

歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ1,345万3,000円と定めています。

歳入については、財産運用収入として小水力発電事業基金利子1,000円、電気事業収入1,345万1,000円、雑入として預金利子収入1,000円となっています。

歳出については、農地費施設管理費1,345万3,000円。施設管理費の主な内訳は、需用費で施設高熱費7万2,000円、修繕費100万円、役務費で通信運搬費として遠隔監視システム通信費5万円、保険料61万2,000円、委託料で発電施設保守点検委託料39万6,000円、電気施設保守点検委託料32万8,000円、地元用水組合による施設維持管理委託料26万5,000円、公課費で発電収入消費税97万9,000円を計上していますが、そのほとんどを占めるのが発電事業基金積立金956万3,000円となっています。

説明を受け、質疑に移りました。

質疑、巡回の状況は。

答弁、地元用水組合が第2週・第4週と偶数の週に行ってもらい、奇数の週には職員が行くようにしているが、渇水の影響で水量が減ったり、水車が止まったりしたので、その都度職員が出向き機械の調整を行った。

質疑、渇水の影響は。

答弁、本来49キロワット発電するが発電できない日があった。また、下流域で用水を利用している集落があり、起動する時間の調整が必要となった。

質疑、今後の運営に影響はないのか。

答弁、今年度の渇水は全国的に見ても非常に稀なものであり、次年度以降の運営には影響ないと考えている。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、上下水道課所管。

議案第24号令和7年度高千穂町水道事業会計予算。

初めに、収益的収入及び支出について。

収入の水道事業収益1億7,068万3,000円のうち営業収益1億6,709万6,000円は主に水道料金です。営業外収益358万7,000円は主に長期前受金戻入です。

支出の水道事業費用1億4,781万1,000円のうち営業費用1億3,435万7,000円は水道事業の主たる事業活動を行う費用で職員人件費、施設維持管理点検等の委託料、施設修繕費、電気等の動力費、減価償却費などです。

営業外費用1,245万3,000円は、主に企業債利息と消費税です。その他特別損失50万1,000円、予備費50万円を計上しています。

次に、資本的収入及び支出について。

収入の資本的収入8,312万5,000円のうち企業債6,500万円は建設改良に伴う起債借入れです。補助金1,812万2,000円は補助対象となる施設工事に伴う国庫補助金などです。その他、固定資産売却代金1,000円、負担金1,000円、補償金1,000円を計上しています。

支出の資本的支出1億2,526万9,000円のうち建設改良費1億1,065万円は、管路施設更新工事費に伴う工事費や設計委託料です。企業債償還金は1,451万8,000円です。そのほか負担金1,000円、予備費10万円を計上しています。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,214万4,000円は、消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填することとしています。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、水道料金値上げで町民から苦情等はないか。

答弁、特にない。

質疑、有収率が令和5年度決算時63%であったが前年度比は。

答弁、有収率は令和4年度が64.6%であり下がっている。

質疑、引込管の破損処理に町が2分の1負担する等の補助はできないか。

答弁、引込管から個人の持ち物になることから、本来は個人負担であるが、全部をやり替える場合、工事費の2分の1を町が負担することもある。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

委員会からの意見。

水道水が安定供給できるよう漏水対策や空き家等の止水に努めるよう要望した。

次に、上下水道課所管。

議案第25号令和7年度下水道事業会計予算。

収益的収入及び支出について。

収入の下水道事業収益2億1,968万2,000円のうち営業収益7,534万円は主に下水道使用料です。営業外収益1億4,434万1,000円の主なものは一般会計補助金、長期前受金戻入です。特別利益は1,000円です。

支出の下水道事業費用1億9,443万1,000円のうち営業費用1億7,561万8,000円は下水道事業の主たる事業活動を行うための費用で職員人件費、施設維持管理費の委託料、電気等の動力費、減価償却費などです。営業外費用1,566万3,000円の主なものは企業債利息と消費税及び地方消費税です。その他特別損失310万円、予備費5万円を計上しています。

資本的収入及び支出について。

収入の資本的収入3,240万5,000円のうち、補助金700万円は国庫補助金と一般会計補助金です。負担金100万1,000円は受益者負担金などです。他会計支出金2,440万4,000円は一般会計支出金です。

支出の資本的支出1億1,194万4,000円のうち建設改良費2,200万円は道路改良に伴う下水道管移設工事設計や家屋新築に伴う公共ます設置工事と処理場施設更新費用です。

企業債償還金8,989万4,000円は建設改良企業債償還金です。その他予備費5万円を計上しています。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,953万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。

説明が終了し、質疑に移りました。

質疑、災害に備えた下水管の保管はしているのか。

答弁、大量に保管していても劣化し更新しなければならなくなる。災害時は県内で協会があり資材等の対応も可能である。

質疑、国・県道内で管路破損があった場合、なぜ町負担となるのか。

答弁、国・県道を通すときに占用申請書を提出するときに、「町が埋設する管路等の破損は町負担となる」となっている。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、建設課所管。

議案第26号道路路線の認定について。

本議案は、現地調査が必要と認め、現地にて説明を受け質疑を行いました。

吾平団地線は九州中央自動車道の五ヶ瀬・高千穂道路、高千穂・雲海橋道路の事業化に伴い必要な用地を取得するために家屋移転を余儀された地権者の方々の移転先候補地として造成を進めている団地内の道路です。造成工事は、令和6年3月から3月21日まで計画が現在も続けており、当該道路の舗装工事及び一部排水工事を行っています。

この路線は生活に必要な道路となること、また、将来的に維持管理が必要となることから町道の認定をするものです。

説明を受け、質疑に移りました。

質疑、本団地には何軒入るのか。

答弁、8軒入る。

質疑、西臼杵共済組合入口までの道路は認定されていなかったのか。

答弁、町有地の一部としており認定していない。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

午後 2 時 28 分休憩

.....

午後 2 時 48 分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第 2 号から議案第 26 号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第 2 号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 2 号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第 2 号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 3 号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第 3 号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号高千穂町税条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第4号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第4号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号天岩戸交流センターあまてらす館の設置及び管理に関する条例の全部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第5号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第5号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号高千穂町旅費条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第6号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第6号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第7号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第7号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号高千穂町下水道条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第8号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第8号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号高千穂町観光駐車場管理条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第9号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第9号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号高千穂峡淡水魚水族館入場料徴収条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第10号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきも

のと決した旨の報告でありました。よって、議案第10号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第11号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第11号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和7年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います、議案第19号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第19号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和7年度高千穂町小水力発電事業特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第23号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第23号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和7年度高千穂町水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第24号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第24号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和7年度高千穂町下水道事業会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第25号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第25号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号町道路線の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第26号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第26号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17. 議案第 18 号

日程第 18. 議案第 20 号

日程第 19. 議案第 21 号

日程第 20. 議案第 22 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 17、議案第 18 号から日程第 20、議案第 22 号までの議案 4 件を一括議題とします。

初めに、この議案 4 件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、佐藤さつき議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（佐藤さつき議員） 第 1 回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保険課所管の議案 2 件、保健センター所管の議案 2 件について、審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第 4 1 条の規則により、下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管。

議案第 18 号令和 7 年度高千穂町国民健康保険特別会計予算について。

令和 7 年度歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 17 億 8,533 万円計上しており、前年度より 8,117 万 4,000 円、4.76%の増となっております。

今年 2 月 1 日現在、国保加入世帯は 1,703 世帯、被保険者数は 2,623 名であり、昨年同時期と比較し 101 世帯、190 名の減となっております。

被保険者数は減少していますが、医療の高度化などにより、今後も 1 人当たりの医療費は増加が見込まれます。健全な国保運営を図るには、医療費の抑制を図る必要があるため、保健予防活動を積極的に進めると説明を受け、質疑に入りました。

質疑、保険税が減少している理由は。

答弁、国保加入者が死亡や社保への変更などで約 200 人減少しているため。

質疑、保健センターの施設改修の詳細は。

答弁、予算は約 941 万 6,000 円で、保健センターと国保病院をつなぐ渡り廊下が雨漏りをするため、屋根の防水シートを張り替える工事である。

委員会から、保健センターの建物が築 26 年経過し、多数の雨漏りなどの劣化が見られるため、利用者や職員が困ることのないよう、早急な対応をするよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、保健センター所管。

議案第 20 号令和 7 年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算。

令和 7 年度の予算については、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ 895 万 6,000 円を計上

しており、前年度より490万円減です。

西臼杵介護認定審査会は、西臼杵3町で共同設置している組織になり、介護認定につきましては、調査委員による74項目の調査と主治医の意見書により一次判定を行い、審査委員による二次判定を経て決定しています。審査会の委員は、医師2名、理学療法士2名、保健師2名、看護職2名、介護職2名の計10名で行い、2つの合議体に分かれて、月に三、四回、木曜日に開催し、1回当たり20から30件ほどの審査を行っています。5年度の審査件数は、全体が982件で、前年比2件の減となっていますと説明を受け、質疑に入りました。

質疑、一度認定された後、同じ年度内に認定の変更があるのか。

答弁、入院された後などに区分変更がある。

質疑、3町にわたるのでリモートではどうか。

答弁、導入に費用がかかるため行っていない。

委員会から、今年度より後期高齢者に対し個人負担なしで健診が始まるので、健診を受けることは介護予防につながることを町民へ周知するよう要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、保健センター所管。

議案第21号令和7年度高千穂町介護保険特別会計予算。

保険事業勘定の歳入歳出をそれぞれ15億1,628万6,000円とし、前年度比7,723万9,000円の増額で、地域支援事業費及び予備費の増が主なものです。本町の65歳以上の高齢者人口は、令和7年3月1日現在4,878人、うち後期高齢者人口は2,732人で、高齢化率は45.27%です。

介護認定数については、800人前後で推移していますと説明を受け、質疑に入りました。

質疑、介護予防につながるサロンやサテライトはどれくらい行われているのか。

答弁、サロンは43公民館、23会場であり、サテライトは18公民館、9会場です。

質疑、団塊世代が後期高齢者となったが、予防事業の人員は足りているのか。

答弁、不足している。広域医療センターとなった国保病院へ出向している職員の引きあげを希望している。

委員会から、今後しばらく後期高齢者人口が減少しないことが予測されることから、予防事業に特化した職員の増員を要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、福祉保健課所管。

議案第22号令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度歳入歳出予算の総額を2億2,522万2,000円とし、前年度と比較して

507万7,000円、2.3%の増となり、広域連合への納付金の増が主な原因となっています。

令和7年2月1日現在、被保険者数は2,703人で昨年より65人増加しています。令和7年度も引き続き医療費抑制を図るため、重症化予防など保健予防活動を積極的に推進しますと説明を受け、質疑に入りました。

質疑、今年度から集団検診が行われるが方法は。

答弁、国保健診と同じように行う。

質疑、申込人数はどれくらいか。

答弁、180人ほどを予定していたが、270人の申込みがあった。

委員会からは、定期健診や集団健診により後期高齢者人口の増加が予測されるため、1人当たりの医療費を下げるための新しい取組を要望しました。

討論なく採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告といたします。文教厚生常任委員会委員長、佐藤さつき。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

続いて、議案第18号から議案第22号までの討論、採決を行います。

初めに、議案第18号令和7年度高千穂町国民健康保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第18号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第18号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和7年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第20号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきも

のと決した旨の報告でありました。よって、議案第20号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和7年度高千穂町介護保険特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第21号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第21号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号令和7年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第22号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。よって、議案第22号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第21. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第21、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、鉄道公園化に関する特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第22. 議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第22、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定に基づき、お手元に配付したとおり、議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

ここで町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） それでは、令和7年第1回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

去る3月3日に開会いただきました本定例会におきましては、追加議案まで含め報告2件、令和6年度補正予算、令和7年度の各会計当初予算、条例改正、選任同意、町道認定など、28件の重要案件につき、19日間にわたりまして慎重かつ熱心に御審議を頂き、全ての議案につきまして原案どおり承認、可決を頂き誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

特にこの3月議会では、一般会計当初予算案について予算審査特別委員会を設置いただいた上で、詳細に審査を頂き、様々に御意見、御提言を頂戴したところでございます。委員会での質疑、分科会附帯意見、また、総括質疑、一般質問にて頂きました多岐にわたる御意見、御提言については、我々執行部としてしっかりと受け止めさせていただき、新年度の事業執行、また、新たな施策の立案等に生かしてまいりたいと考えております。

開会初日と一般質問の中で御説明をさせていただきました新年度施政方針に沿う施策についてもしっかりと検討し、本町の職面する課題に向き合いながら知恵を出し、様々な分野の施策について内容充実を図り、一步前へ進めてまいりたいと存じます。

結びに、議員各位におかれましては、今後とも御多忙な日々が続くと存じますが、先日からの思いがけない雪に見られましたように、まだまだ寒暖差の激しい日もあり、また、学校や地域ではインフルエンザ等の感染も聞かれますので、くれぐれも健康管理には御留意の上、引き続き本町発展のため御尽力いただき、また、御協力、御助言等賜りますようお願い申し上げます。

お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、3月3日から本日までの19日間、熱心に御審議賜り、また、議会運営に御協力いただき誠にありがとうございました。

本定例会におきましては、令和7年度の各会計予算議案や条例改正議案など、提出された全議案が可決されたところですが、一般会計予算においては附帯意見も付されておりますので、執行部におかれましては、本会議及び委員会では出されました提言や要望を十分にくみ取っていただき、可能なものから早急に行政運営に反映していただくよう望みます。

また、本定例会が最後となる課長の皆様におかれましては、長年にわたり本町行政の要として本町発展のために御尽力いただいたことに対し、議会を代表して心から敬意と感謝を申し上げます。今後も新たな立場からお力添えをいただきますようお願いいたします。

結びに、議員各位並びに執行部各位ともに、さらなる町政発展への一層の御尽力をお願い申し上げます、3月定例会の閉会に当たっての挨拶といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで令和7年第1回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（興梠 恵志事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後3時19分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員